

動物虐待 や 動物破棄は

犯罪 ですよ！

(動物愛護法27条)



第27条…

動物をみだりに殺したり、または傷付けた者は

1年以下の懲役、又は 100万円以下の罰金に処する。

愛護動物に対し、みだりに給餌 又は、
給水を止めることにより衰弱させる等の虐待を行った者は

50万円以下の罰金に処する。

第3項において「愛護動物」とは、次の各号に挙げる動物を言う。

- 一、 牛・豚・めん羊・ヤギ・犬・猫・イエウサギ・ニワトリ・イエバト及びアヒル
- 二、 前号に挙げるものを除く他、
人が占有している動物で哺乳類、又は 鳥類・爬虫類に属するもの

動物をいじめてる人・動物を捨てる人
を 見かけたら

警察に通報しよう！